

## 施策2 尊厳を持って共に生きる社会づくりを推進する

### 「地域（場）づくり」

高齢者や障害者、妊産婦や子ども、ひとり親世帯など、それぞれの住民が様々な生活課題を抱えながら暮らしている地域を、互いに協力し、支え合っていける「場」としていくためには、地域住民一人ひとりが人間の尊厳と人権についての理解を深めることが重要です。

また、認知症や知的障害、精神障害等によって判断能力を十分発揮できない人が、地域の中で尊厳を持って自立した生活を送るためには、福祉サービス利用の援助や権利擁護のための相談、成年後見制度の利用促進等の取組を進めることが重要です。

誰もが安心して地域で生活するためには、身近なところで相談が受けられ、適切な支援につなげていくことや、福祉サービスの質そのものの向上が必要です。

さらに、すべての人の積極的な社会参加を進めるためには、「ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく公共施設のバリアフリー化の推進やユニバーサルデザインなどハード面の取組も重要です。

地域福祉を推進していくためには、支援を必要とする人が身近なところで必要に応じた支援を受けられるとともに、ハード（心）とハード（施設）のバリアフリー化の推進により、すべての人が積極的に社会参加できる「地域（場）」をつくっていくことが必要であることから、「尊厳を持って共に生きる社会づくりを推進する『地域（場）づくり』」を施策の柱の一つとして積極的に取り組んでいきます。

## (1) 人権意識の醸成

### 課 題

高齢者や障害者は心身にハンディを負い、自らの機能を十分に発揮することが困難な場合があること、また、誰もが等しく老いを迎えるとともに、常に障害を持つリスクと隣り合わせにあることなど、県民誰もが高齢者や障害者等について正しい認識を持つことが必要です。

ノーマライゼーション社会の実現を図るには、県民一人ひとりが自らの高齢者や障害者等に対する意識を錬磨し、人間の尊厳と「すべての人がその人らしく誇りを持って生きることのできる権利」(人権)を理解することが必要です。

### 施策推進の方策

人権についての理解を促進し、県民一人ひとりの中に人権意識を根付かせるため、県民参加型のイベントや研修会等の開催、啓発資料の作成・配布とともに、インターネットや新聞、テレビ、ラジオ等の各種媒体を積極的に活用した普及啓発を粘り強く推進します。

## (2) 権利擁護の充実

### 課 題

認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力を十分発揮できない人が、自らの能力を少しでも発揮できるよう支援するなど、地域で安心して生活できる環境づくりを進める必要があります。

認知症の進行などにより判断能力が低下し、必要なサービスを利用するための契約や適切な財産管理ができなくなった場合に不利益を被ることのないよう、その人の意思を適切に代弁し、権利を擁護するため、日常生活自立支援事業の活用や成年後見制度の利用を促進する必要があります。

児童虐待や高齢者虐待、ドメスティックバイオレンス等、家庭の中に隠れがちな問題について、早期に発見し、早期に相談・支援につなげるなど適切に対応する必要があります。

また、社会福祉施設内における虐待や意思に反した身体拘束、利用者同士による暴力等についても、早期発見・早期対応に努める必要があります。

#### 【実績】

(単位：件)

項目	年度				
	H16	H17	H18	H19	H20
日常生活自立支援事業相談件数	1,482	1,692	1,360	1,518	1,400
日常生活自立支援事業契約件数	311	388	471	532	624
成年後見制度申立件数	237	338	567	300	290

## 施策推進の方策

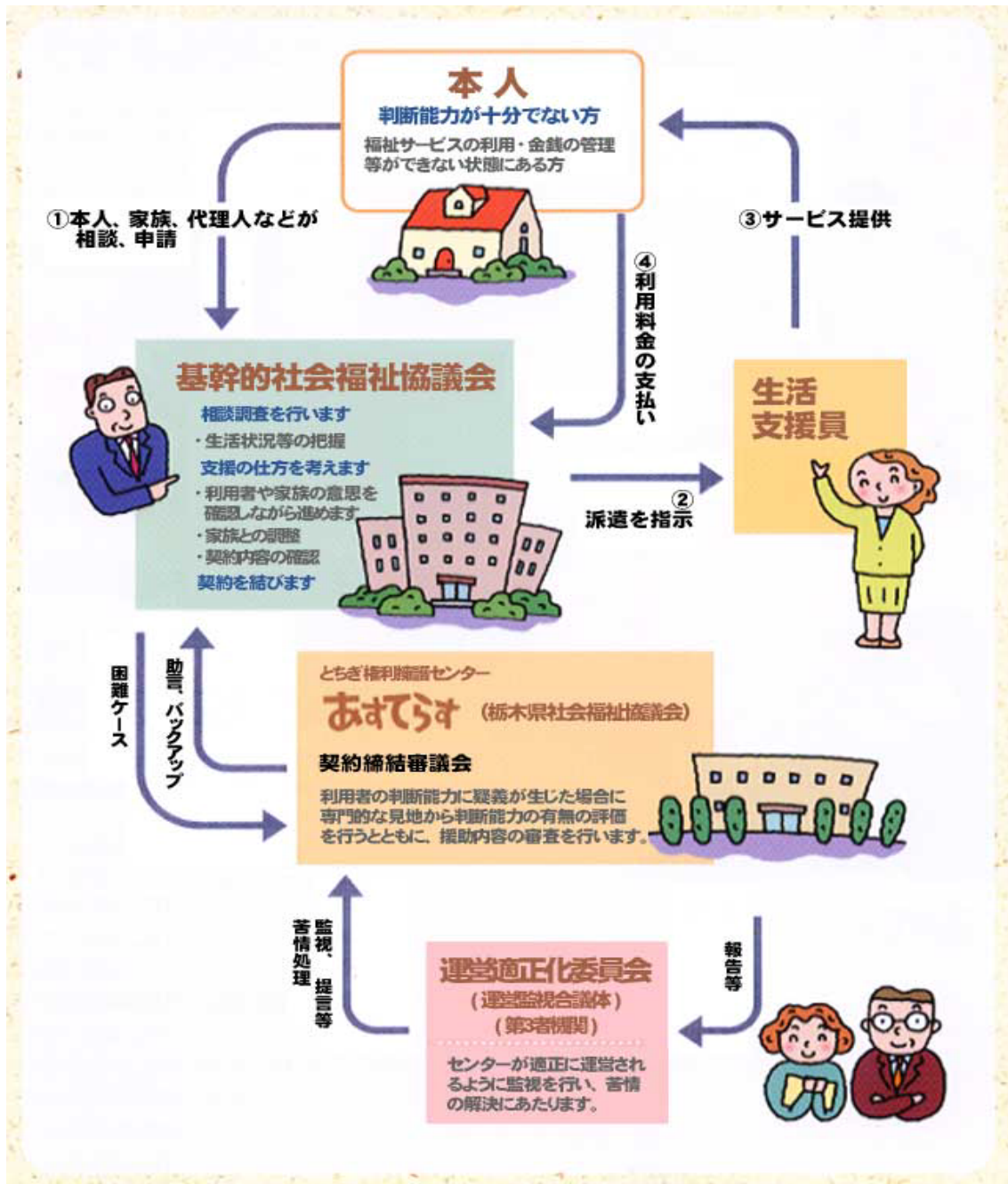
判断能力を十分発揮できない人が適切な福祉サービスを受けられ、また、日常的な金銭管理、書類の保管等の支援を受けられるよう、とちぎ権利擁護センター（あすてらす）が実施する日常生活自立支援事業を支援します。

また、日常生活自立支援事業による支援を必要とするすべての人が、この事業を円滑に利用できるよう周知に努めます。

成年後見制度について利用促進を図るため、司法書士会、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、広く普及啓発を行います。

児童虐待等の権利侵害を未然に防止するとともに、早期に発見し、児童相談所や地域包括支援センター、婦人相談所等の相談支援機関へ円滑につなげるよう、権利侵害を許さない人権意識の醸成に努めるとともに、高齢者や障害者、子育て世帯等の利用するサロンの確保や見守り活動の推進などを通して、地域のつながりの構築を促進します。

## 日常生活自立支援事業の仕組み



【参考】基幹的社会福祉協議会は下記のとおりです。

宇都宮市社会福祉協議会	日光市社会福祉協議会	那須塩原市社会福祉協議会
足利市社会福祉協議会	小山市社会福祉協議会	那須烏山市社会福祉協議会
栃木市社会福祉協議会	真岡市社会福祉協議会	下野市社会福祉協議会
佐野市社会福祉協議会	大田原市社会福祉協議会	
鹿沼市社会福祉協議会	矢板市社会福祉協議会	

## ～ホームヘルパーの利用と通帳管理のお手伝い～

Aさん((78歳)認知症高齢者)は現在、ひとり暮らし。最近「通帳の置き場所が時々わからなくなる」など不安を感じていました。また、ホームヘルパーを利用したいと思っていましたが、どうやって手続きをしたらよいかわかりませんでした。そんな不安を思い切って民生委員に相談したことが、日常生活自立支援事業を知るきっかけとなりました。

契約にあたっては、社会福祉協議会の専門員がAさん宅を訪れ、事業の目的やサービスの内容について説明してくれました。Aさんの担当となった生活支援員は同じ市に住むDさん。地域での配食サービスのボランティア活動もしています。

サービスの内容は、福祉サービスの利用援助と日常的な金銭管理の支援です。毎月2回生活支援員が訪れ、預貯金から生活費を下ろしてきてもらい、Aさんあての郵便物の中で支払の必要なものがあれば、いっしょに確認をして手続きのお手伝いをします。さらに、要介護認定の申請やケアプラン作成の依頼などでも、生活支援員が立ち会うなど、Aさんの暮らしをしっかりとサポートしています。

## ～日常生活上のアドバイスと金銭管理のお手伝い～

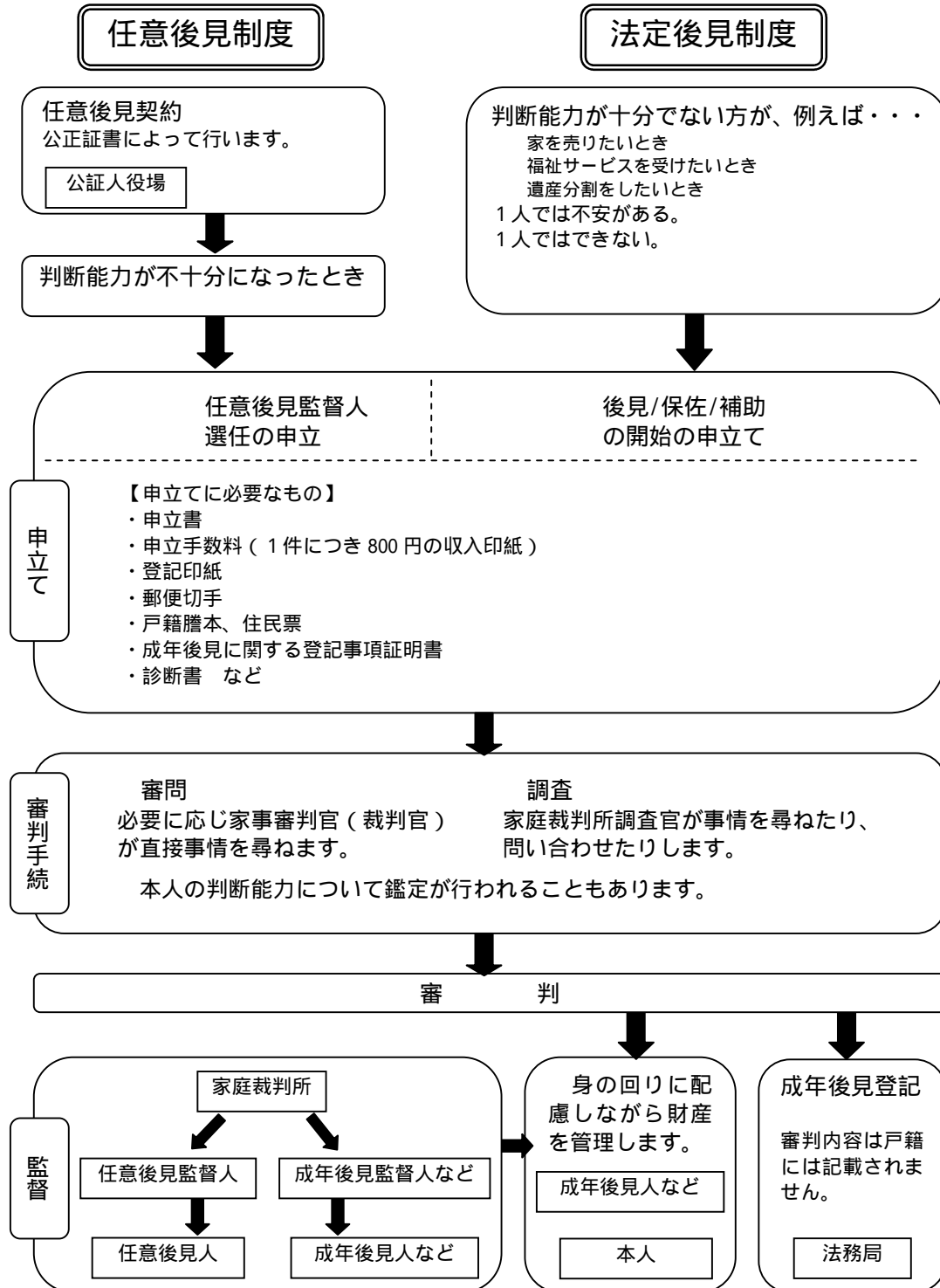
Bさん((35歳)知的障害者)は、ひとり暮らしをしながら、地域の小規模作業所に通っています。身の回りのことは、ほとんど自分でできますが、お金の計算、特に何を買うのにいくらかかるかを考えて使うのが苦手です。

同じ作業所の職員が、社会福祉協議会に相談したことがきっかけで、日常生活自立支援事業のサービスを利用することになりました。

生活支援員のEさんは、養護学校の先生をしていた人です。Bさんは、毎週1回Eさんに来てもらい、その週に使うお金について相談します。その後、いっしょに銀行に行ってお金を下ろしてきます。生活支援員のEさんにすすめられて、最近買物をしたときのレシートをノートに貼るようにしました。「おかげで、お金を使いすぎることもなくなり、お金がどれくらいあるのか心配なときは、Eさんに聞けばわかるので安心です。」とBさんは話しています。

## 成年後見制度を利用する流れ

成年後見制度は大きく分けると「任意後見制度」と「法定後見制度」の二つがあります。任意後見と法定後見の開始までの流れは次のとおりです。



### (3) 相談・支援体制の充実

#### 課題

住民が地域で安心して生活するためには、身近なところで福祉サービスや経済的支援など様々な事項に関する相談ができ、適切な支援が受けられるよう、市町村等が行う相談・支援事業の充実を図る必要があります。

県は、市町村と連携しながら広域的・専門的な相談を行うため、健康福祉センターや児童相談所、とちぎリハビリテーションセンター、精神保健福祉センター、婦人相談所等の体制の充実を図ることが必要です。

高齢者や障害者、ひとり親世帯等が安心して地域で生活できるよう、地域における支援体制を充実させることも重要です。

#### 施策推進の方策

支援を必要とする人が身近な地域で相談でき、適時適切な支援が受けられるよう、県、市町村、社会福祉法人等が実施する各種相談・支援の充実、連携強化を図ります。

経済的支援を必要とする人に対しては、県が実施する、障害者に対する特別障害者手当など各種手当の支給や母子家庭等に対する母子・寡婦福祉資金の貸付、県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の貸付などにより、その経済的自立や生活意欲の助長を図ります。

すべての人が必要なときに必要な福祉サービスの情報を入手できるよう、相談窓口等の検索手段である、とちぎ福祉ナビゲーション(県社会福祉協議会ホームページ)の充実を支援します。

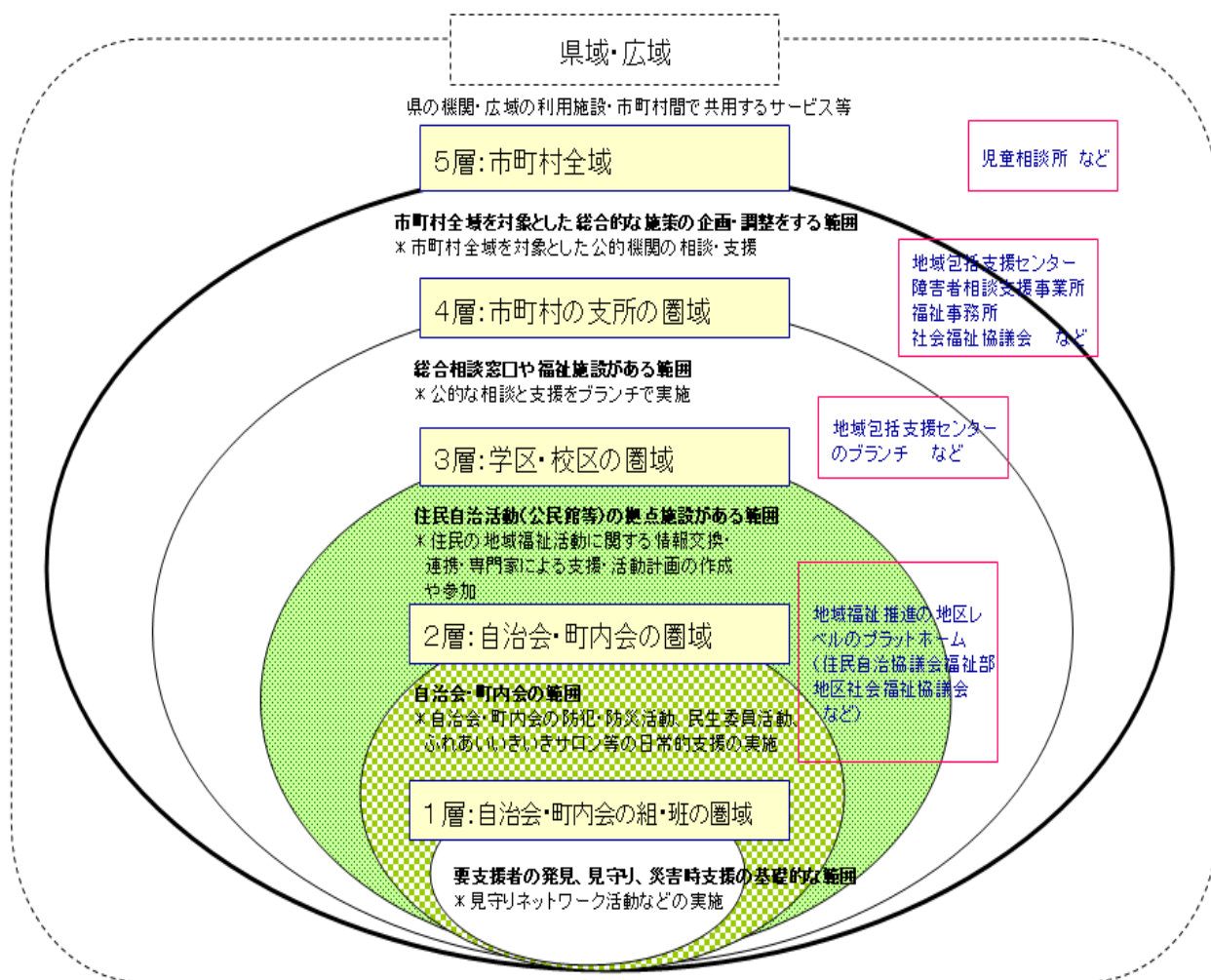
福祉サービスの提供に携わる当事者団体等の活動を支援するとともに、NPOやボランティア団体等から提供されるインフォーマル・サービスの充実に促進します。



地域生活定着支援センターを設置し、刑務所等を出所する障害者及び高齢者の自立に向けた支援の充実を図ります。

## 重層的な圏域設定のイメージ

(ある自治体を参考に作成したものであり、地域により多様な設定がありうる)



(「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」(平成20年3月31日)報告書から)

# コラム 3 地域生活定着支援センター

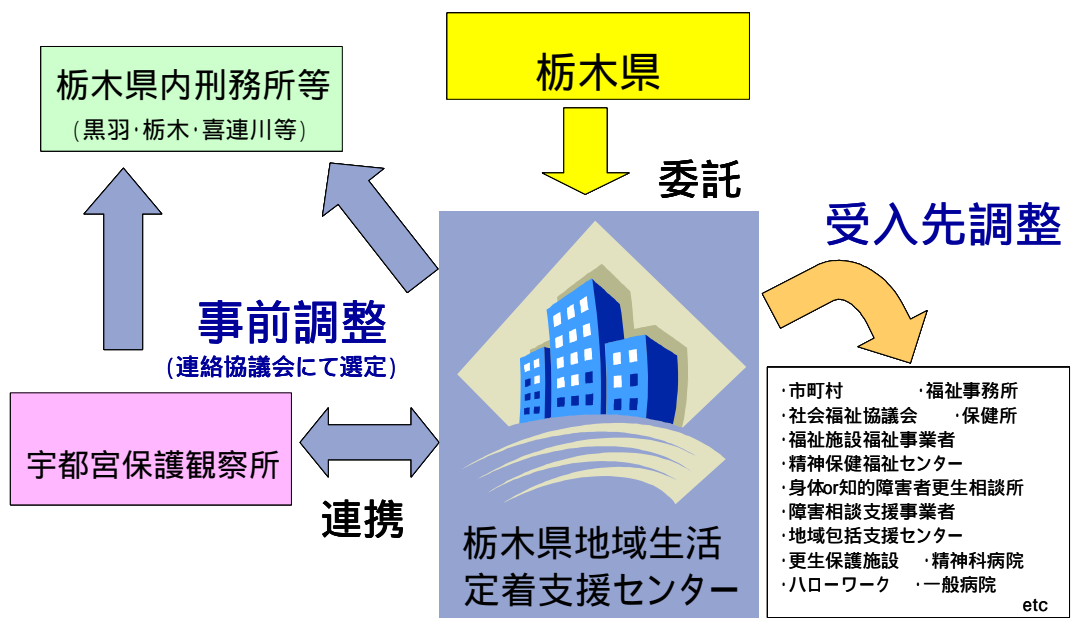


ルリちゃん

罪を犯した高齢者や障害者においては、刑務所出所後、円滑に福祉サービスへつなぐ仕組みがないため、再犯に至るリスクが高く、対策が求められていたことから、県では、平成22年1月に、栃木県地域生活定着支援センターを設置しました。

本センターでは、保護観察所との協働の下、受入れ先となる施設の斡旋や、福祉サービスに係る申請支援など、刑務所出所後、直ちに福祉サービスが利用できるよう調整・支援を行っています。

## 地域生活定着支援センターの仕組み



## (4) 福祉サービスの質の向上

### 課題

適切で良質な福祉サービスが利用者に提供されるよう、地域の社会資源を活用しながらサービス提供体制の整備を促進するとともに、事業者自らの改善努力や指導監督機関によるチェック等により、常にサービスの質の向上に努める必要があります。

事業者の適正な福祉サービスの提供や利用者の信頼を確保するため、苦情解決制度を充実させるとともに、福祉サービス事業者自らが、様々な苦情に適切かつ誠実に対応する必要があります。

福祉サービス第三者評価制度の受審や介護サービス情報の公表を通して利用者の適切な選択を促し、利便性を高めながら、福祉サービスの質の向上につなげることが必要です。

しかしながら、第三者評価制度については、受審する事業者の費用負担が大きいことや評価結果が経営向上につながりにくいことなどから、受審事業者数が伸び悩んでいるため、受審促進に向けた効果的な普及啓発等の取組が求められています。

#### 【実績】

(単位：件)

項目	年度				
	H16	H17	H18	H19	H20
苦情受付件数	34	48	39	55	54

運営適正化委員会（県社会福祉協議会内）が受け付けた苦情の件数

## 施策推進の方策

安心して福祉サービスが受けられるよう、提供するサービスの質の維持・向上を図るため、施設等の苦情受付窓口や第三者委員の設置を促進します。

また、より質の高いサービスの提供や利用者の適切なサービス選択に資するため、事業者自らによるサービスの質の評価とサービス内容に関する情報の提供や開示を促進します。

福祉サービス事業者による解決が困難な事例等に対応するため、県社会福祉協議会に設置した「運営適正化委員会」の運営を支援することにより、福祉サービスに関する利用者等からの苦情の適切な解決に努めます。

また、運営適正化委員会を始めとする様々な苦情の受付窓口を県民に周知するため、各種媒体を活用した広報活動を進めます。

福祉サービス第三者評価事業を推進するため、「とちぎ福祉サービス第三者評価機構」の運営を支援するとともに、福祉サービス事業者に対して、当該制度についての理解を促進し、積極的に第三者評価を受審するよう普及啓発に努めます。

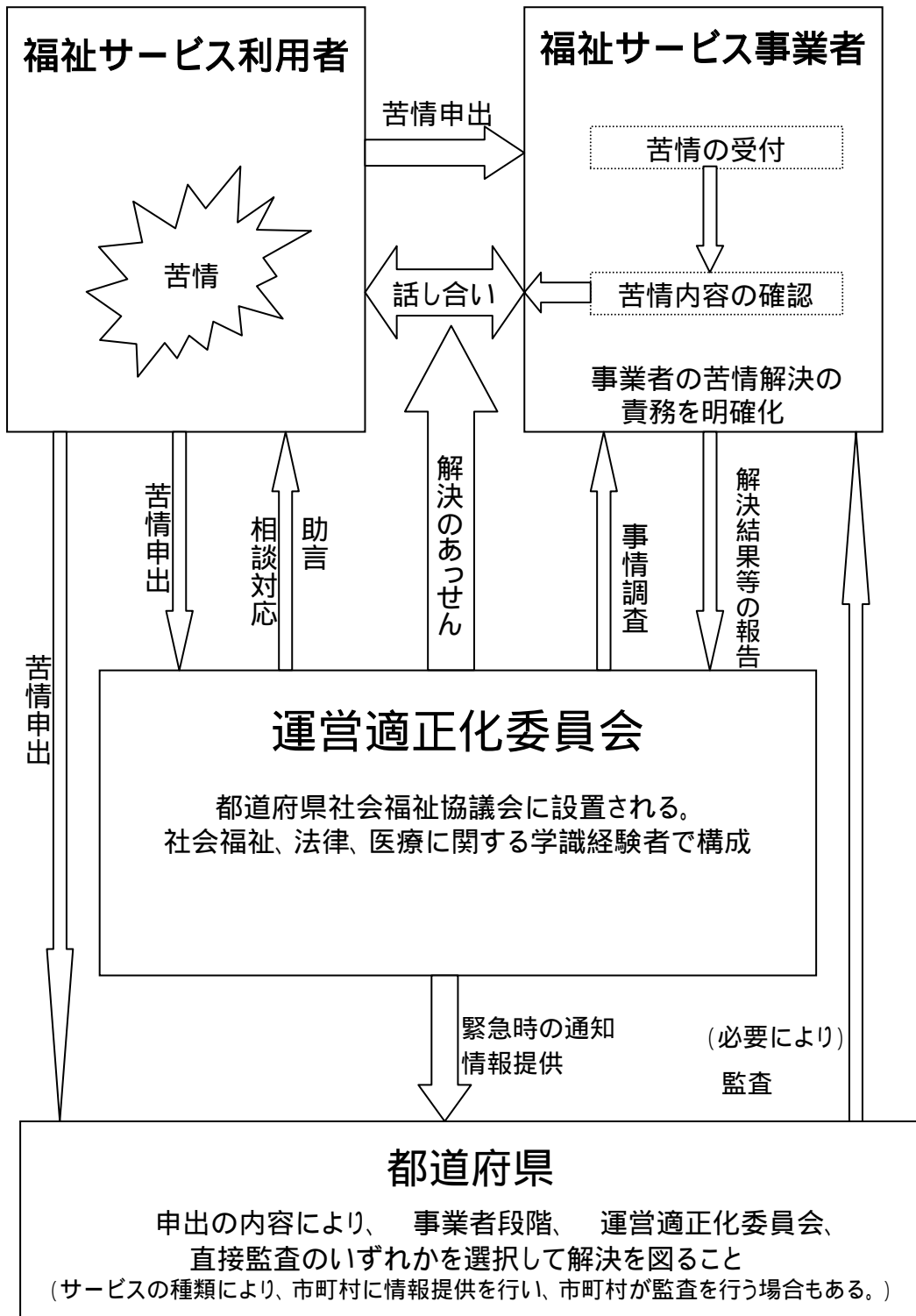
介護サービス情報の公表制度が活用されるよう、利用者や家族等に向けて普及啓発に努めます。

円滑な業務の執行とサービスの質の確保及び向上を図るため、社会福祉法人等が行う社会福祉事業について、きめ細かな経営指導や適正な指導監査を実施します。

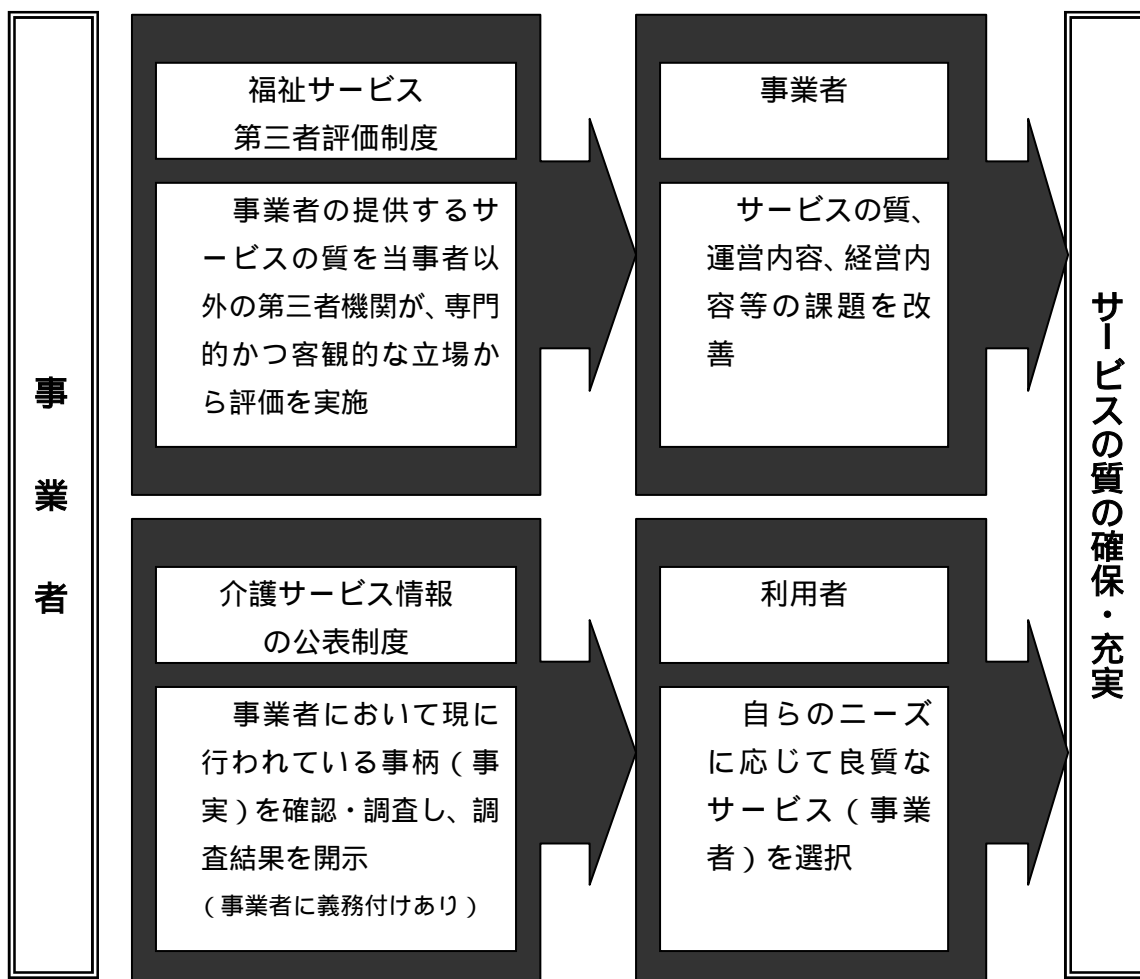
### 【数値目標】

項目	年度						
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
第三者評価受審事業者数	28	40	50	60	70	80	90

## 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの概念図



「福祉サービス第三者評価制度」と「介護サービス情報の公表制度」の概念図



## (5) ひとにやさしいまちづくりの推進

### 課 題

高齢者や障害者、妊産婦、子ども等の円滑な移動・行動を阻む様々な障害を取り除き、すべての県民が安全で快適な日常生活を営めるよう、また積極的な社会参加が可能となるよう、ひとにやさしいまちづくりを推進する必要があります。

ひとにやさしいまちづくりの実現のために、公共的施設のバリアフリー化を進めるとともに、県民意識の醸成に努める必要があります。併せて、整備されたバリアフリー設備が有効に利用されるための取組が必要です。

高齢者や障害者等に限らず「すべての人が生活しやすい社会のデザイン」を意味するユニバーサルデザインの取組が求められています。

### 施策推進の方策

ひとにやさしいまちづくり条例に基づき、公共的施設のバリアフリー化による生活環境等の整備を推進します。

市町村や各種の団体で構成する「栃木県ひとにやさしいまちづくり推進協議会」を中心に、県、市町村、県民及び事業者が一体となって、ひとにやさしいまちづくりを推進します。

事前に訪問先の施設のバリアフリーの状況を確認した上で、安心して外出できるようにするため、また、バリアフリー設備が有効に利用されるよう、とちぎひとにやさしい施設マップにおける情報の充実に努めます。

障害者等のために設置されている駐車場が適正に利用されるよう、おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業により県民に対する理解の促進を図ります。

また、隣県との連携により、類似事業の相互乗り入れに努め、波及効果を県外にも拡大します。

行政と民間の協働によるユニバーサルデザインの取組を進めるため、県民、企業、団体等への普及啓発を図ります。

【数値目標】

項目	年度						
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
ひとにやさしいまちづくり条例適合施設数	1,157	1,260	1,360	1,460	1,560	1,660	1,760

コラム 4 とちぎひとにやさしい施設マップ



ルリちゃん

県では、障害のある方やお年寄り、小さな子ども連れの方など、全ての人  
が安心して出かけられるように、県内の公共的施設（病院、ショッピングセ  
ンター、ホテルなど多くの方が利用する施設）のバリアフリーに関する情報  
をホームページでお知らせしています。

ホームページアドレス

[http://www.hitoyasa-map.pref.tochigi.lg.jp/machikado/tochigi\\_pref/Se  
archTop.jsp](http://www.hitoyasa-map.pref.tochigi.lg.jp/machikado/tochigi_pref/Se<br/>archTop.jsp)



コラム 5 おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業



ルリちゃん

多くの人が利用する店舗や病院などの施設に設置されている障害者用駐車場について、真に駐車場を必要とする障害者等の方が止められない実態があるとの声を受け、県内に共通する利用証を交付することにより、障害者用駐車場を利用できる方を明らかにし、施設管理者の協力の下、駐車スペースを優先的に確保する「おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業」を平成20年9月から実施しています。平成22年2月末現在の協力施設は、県内で307箇所になっています。

また、同様の事業を実施している群馬県や福島県などと相互利用が可能となっています。

なお、いずれは、こうした利用証を提示しなくとも、障害者用駐車場の適正利用が図られるよう、県民意識が根付いていくことを期待しています。



障害者等用  
(緑色)



妊産婦用  
(橙色)



協力施設ステッカー  
(緑色)